

新たに認可外保育施設を開設する皆様へ

（保育料の無償化対象施設）

認可外保育施設を開設した場合、開設後1か月以内に「設置届」を届出なければなりません。

また、保育施設を幼児教育・保育の「無償化」対象施設とする場合は、国が定めた認可外保育施設指導監督基準（以下、「指導監督基準」と言います。）を満たし、市町から「無償化」対象施設としての「確認」を受けなければなりません。手続きの流れは以下のとおりですので、ご確認のうえ対応をお願いします。

1 事前相談（お早めにご相談ください）

- ・ 認可外保育施設の開設にあたっては、事前に県や市町にご相談ください。

県：子どもの育ち支援課・・・「設置届」、「指導監督基準」に関すること
電話 059-224-2268
市町：保育担当課・・・・・・・・保育料の「無償化」に関すること

- ・ 「指導監督基準」の項目をすべてに適合するよう十分ご準備ください。
- ・ 「指導監督基準」については、「自主点検表」を参考にしてください。

2 開設・自主点検

- ・ 「自主点検表」に従って自主点検を行ってください。
- ・ 適合できない項目があると保育料は「無償化」されません。

年2回の健康診断の実施や定期的な避難訓練など、開設時点に実施が確認できない項目は、実施計画を作成していることで適合とします。

3 「設置届」等の届出

- ・ 「設置届」と「自主点検表」を開設後1か月以内に県に提出してください。
- ・ 「自主点検表」の項目はすべて適合させて提出してください。

（提出先）

宛 先 三重県子ども・福祉部子どもの育ち支援課認可外保育施設担当
住 所 〒514-8570 津市広明町13番地
電 話 059-224-2268（FAX2270）
メール ninkagai@pref.mie.lg.jp

※ 提出は持参、郵送、メールで受付けます。

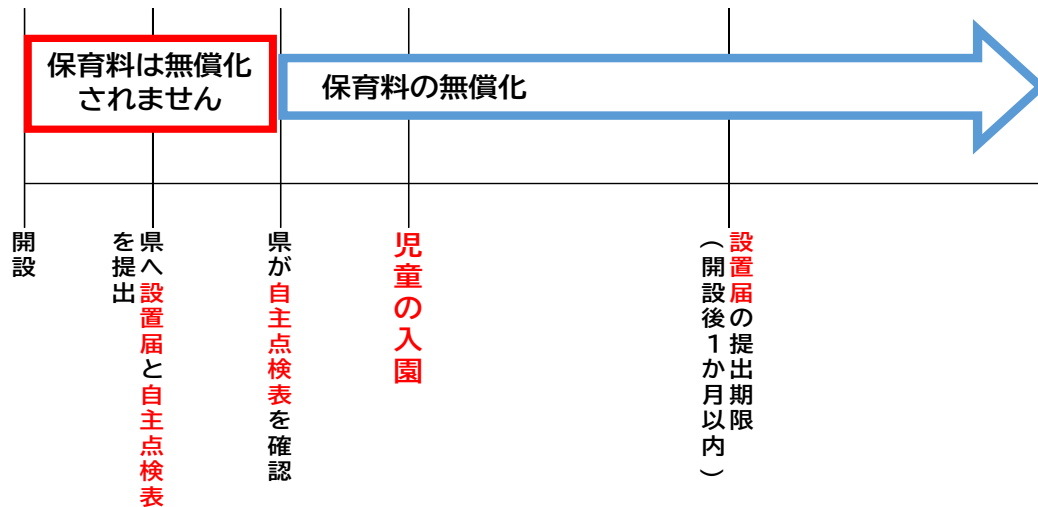
※ 提出にあたっては、事前にお電話にてご連絡をお願いします。

4 「設置届の受理書」等の交付

- 県は、「設置届」を受理すると、「設置届の受理書」を交付します。あわせて、県は、「自主点検表」を確認（すべての項目が適合していることを確認）し、「自主点検表を県に提出したことを証する書類（以下、「提出を証する書類」といいます。）」を交付します。

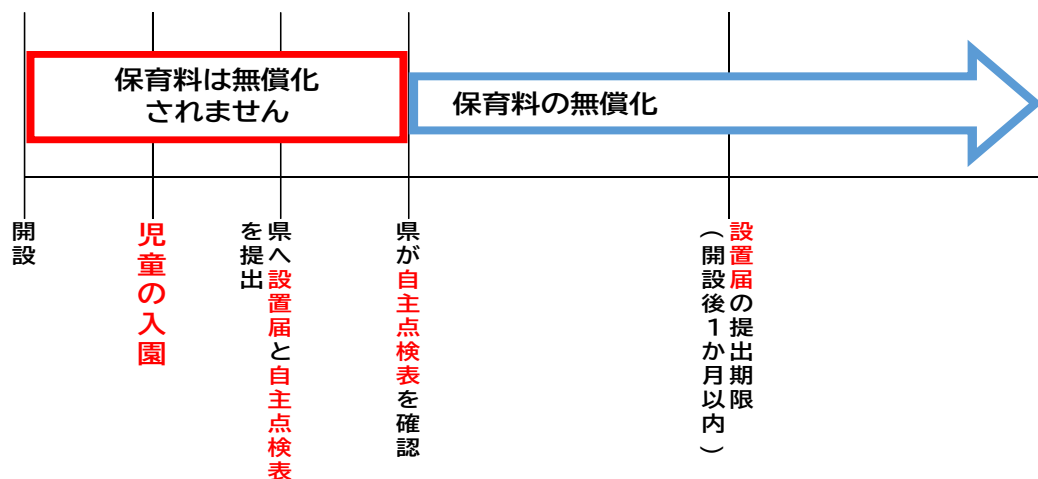
県が「自主点検表」の提出を確認した日以降が保育料「無償化」の対象期間となります。それ以前に児童を受入れていた場合、保育料の「無償化」が受けられませんので、ご注意ください。

○ 全ての期間、保育料の無償化が受けられるケース



※ 保育料無償化の確認申請を、速やかに所在の市町に行うこと。

○ 保育料の無償化されない期間があるケース



※ 保育料無償化の確認申請を、速やかに所在の市町に行うこと。

5 市町に保育料「無償化」の確認申請を行う

- 保育料「無償化」の確認申請書は各市町の保育担当課に提出してください。
- 保育料「無償化」の申請方法等は、事前に市町の保育担当課と相談しておいてください。

6 市町から「条件付き無償化」の確認を受ける

- ・ 市町に確認申請を行うと、保育料は「条件付き無償化」となります。
- ・ 保護者に対しては、保育料が「条件付き無償化」となったことを周知してください。

県は、「設置届」を受理した後、立入調査に入ります。立入調査の結果、「指導監督基準」に適合していないことが確認された場合、保育料は「無償化」されません。保護者に対しては、保育料の「無償化」が受けられない旨を説明してください。

立入調査で、基準不適合にならないように事前に十分点検しておいてください。

7 県の立入調査を受ける

- ・ 県は、「設置届」の受理後、できるだけ早期に立入調査に入ります。
- ・ 立入調査では、県の担当者が施設に赴き、「指導監督基準」の項目がすべて適合しているか確認します。

(立入調査の結果)

「指導監督基準」に適合していない項目があった場合 → 8

「指導監督基準」をすべて適合していることが確認できた場合 → 10

8 改善指導

- ・ 「指導監督基準」に適合していない項目があった場合、県は期限を設けて改善指導を行います。

(改善指導の結果)

「指導監督基準」に適合できなかった場合 → 9

「指導監督基準」にすべて適合した場合 → 10

9 保育料の「無償化」は受けられません

- ・ 「指導監督基準」に適合できなかった場合、市町は「条件付き無償化」は取り消され、当初から保育料の「無償化」は受けられません。
- ・ 保護者に対しては、保育料が「無償化」の対象外となったことを伝えてください。
- ・ 「指導監督基準」に適合しなかった場合でも、認可外保育所としての運営は可能です。
- ・ 県は、引き続き「指導監督基準」に適合するように指導していきます。

10 「適合証明書」の交付

- ・ 県は、立入調査の結果、「指導監督基準」の項目のすべてに適合していることを確認した場合、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(以下、「適合証明書」と言います。)」を交付します。

11 保育料の「無償化」

- ・ 県から交付された「適合証明書」の写しを市町に提出すると、市町は「条件付き」であることを外し、保育料は「無償化」となります。
- ・ 保護者に対しては、「条件付き無償化」が外れ、「無償化」対象になったことを周知してください。
- ・ 引き続き「指導監督基準」を遵守して適切に施設運営を行ってください。

12 定期的な立入調査

- ・ 県は、定期的（概ね年1回）に立入調査に入ります。
- ・ 定期的な立入調査では、県の担当者が施設に赴き、「指導監督基準」の項目がすべて適合しているか確認します。

(定期的な立入調査の結果)

「指導監督基準」に適合していない項目があった場合 → 13

「指導監督基準」にすべて適合していることが確認できた場合

→ 引き続き、適切に施設運営をしてください。

13 改善指導

- ・ 「指導監督基準」に適合していない項目があった場合、県は期限を設けて改善指導を行います。

(改善指導の結果)

「指導監督基準」に適合できなかった場合 → 14

「指導監督基準」にすべて適合した場合

→ 引き続き、適切に施設運営をしてください。

14 保育料の「無償化」は受けられません

- ・ 「指導監督基準」に適合できなかった場合、「適合証明書」は返還となります。「適合証明書」が返還となると、保育料の「無償化」が受けられなくなります。
- ・ 保護者に対しては、保育料が「無償化」されないことを周知してください。
- ・ 認可外保育所としての運営は可能です。
- ・ 県は、引き続き「指導監督基準」に適合するように指導していきます。